

(1)対象業種

製造業(物品の加工業を含む。)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業

(2)公害防止管理者対象施設

①ばい煙発生施設

大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設

(同表の13の項に掲げる施設を除き、これらの施設に相当する施設で鉱山保安法第2条第2項のただし書きの附属施設に設置されるものを含む。)

②汚水等排出施設

水質汚濁防止法施行令別表第1

第2号～第59号まで、第61号から第63号まで、63の3、第64号、第65号、第66号、第71号の5及び第71号の6の項に掲げる施設。(同表第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。)

③騒音発生施設

・機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。)

・鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)

※1キロニュートン≒0.102重量トン

④振動発生施設

・液圧プレス(矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る。)

・機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。)

・鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)

※1キロニュートン≒0.102重量トン

⑤特定粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令別表第2の2

(これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設※に設置されるものも含む。)

一	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
二	混合機	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
三	紡織用機械	原動機の定格出力が3.7kWであること。
四	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
五	研磨機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
六	切削用機械	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
七	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
八	プレス(剪断加工用のものに限る。)	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
九	穿孔機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。

備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと及び密閉式のものは除く。

※ 鉱業を行う事業場のうち、鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設

⑥一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設

(これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設※(上記参照)に設置されるものを含む。)

一	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。
二	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。) 又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。
三	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石 又はセメントの用に供するもの限り、密閉式の)	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積 が0.03三立方メートル以上であること。
四	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの 用に供するもの限り、湿式のものと及び密閉式	原動機の定格出力が75kW以上であること。
五	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するも の限り、湿式のものと及び密閉式のものを除	原動機の定格出力が15kW以上であること。

⑦ダイオキシン類発生施設

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号

一	焼結鉱(鉄鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のも
二	製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のも
三	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のも
四	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のも、溶解炉にあっては容量が1トン以上のも

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表別表第2第1号から第14号までに掲げる施設。

一	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
二	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
三	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
四	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
五	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
六	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
七	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
八	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
九	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
十	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン(別名ジキノン)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
十一	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット、ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
十二	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
十三	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
十四	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設